

第一章 計画の策定に関する基本事項

1 計画の趣旨

この計画は、少子高齢化の更なる進展を踏まえ、今後の高齢者福祉施策に関する総合的な方針を整理するものです。団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年を見据え、福祉人材対策など中期的な方針も掲げています。

2 計画の法的位置付け等

この計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第118条の規定に基づき、介護サービス見込量や介護保険の円滑な実施を支援するために必要な事項などを定める「介護保険事業支援計画」と、老人福祉法（昭和38年法律133号）第20条の9の規定に基づく老人福祉事業の実施に必要な事項などを定める「老人福祉計画」を一体のものとして策定するとともに、「鳥取県・高齢者の元気と福祉のプラン」として実行するものです。

併せて、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年を見据えた「鳥取県地域包括ケア推進計画」と位置付けて策定します。

3 計画の性格

この計画の介護サービス見込み量や基盤整備目標などの数値目標は、市町村の老人福祉計画及び介護保険事業計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）の内容を包含しています。市町村介護保険事業計画では、その地域の実情や課題に応じサービス利用見込量や介護予防、認知症の早期発見等各地域における課題に関する方針を定めるとともに、県の計画では、広域的な観点から、県内における介護サービス基盤の整備方針や福祉人材対策などを定め、市町村計画を支援するものです。

4 計画期間

この計画は、3年を1期として介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画を定めるもので、現行の第5期（平成24(2012)～26(2014)年度）期間の現状や将来の見込み等を踏まえた上で、新たに第6期介護保険事業支援計画（平成27(2015)～29(2017)年度）を策定するものです。

(参考) これまでのプランの歩み

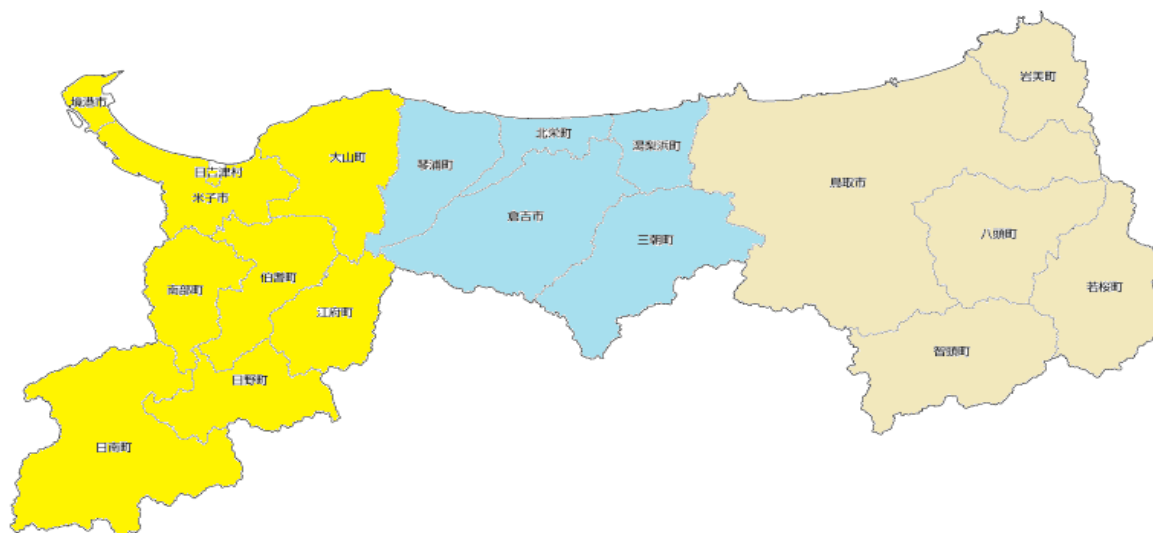
第4期計画（平成21(2009)年度～23(2011)年度）、第5期計画（平成24(2012)年度～26(2014)年度）では、高齢者の現状や団塊の世代の皆さんが65歳以上となり高齢化が一層進展することなども見据えて、施設整備等の取組みを定めた計画を策定しています。



5 高齢者福祉圏域、市町村の日常生活圏域

(1) 高齢者福祉圏域

この計画では、市町村介護保険事業計画の推進を支援するため、高齢者福祉圏域として、今までの計画と同様に、各市町村の区域を越えた広域的な3つの圏域（東部圏域、中部圏域、西部圏域）を設定します。この圏域は、保健・医療・福祉の連携を図る観点から、鳥取県保健医療計画における二次保健医療圏と同じものとなっています。



(参考) 圏域ごとの人口及び高齢者人口(平成25(2013)年10月1日現在)

圏域	総人口 (単位：人)	高齢者人口(単位：人)		構成市町村
		65歳以上	75歳以上	
東 部	234,494	61,580	34,468	鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町
中 部	105,907	32,290	18,404	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町
西 部	237,241	67,904	36,693	米子市、境港市、大山町、日吉津村(※)、伯耆町(※)、南部町(※)、日南町、日野町、江府町
県 計	577,642	161,774	89,565	

出典：県年齢別推計人口より

※ 日吉津村、南部町、伯耆町は南部箕蚊屋広域連合を設置し、介護保険制度を運用。所管事務は、①保険者介護保険に係る事務（要介護認定及び要支援認定にかかる事務のうち、審査及び判定に関するものを除く。）、②老人保健福祉計画の広域化のための調査研究、③鳥取県知事から委任を受けた事業者(指定居宅サービス事業者・指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定介護予防サービス事業者)の指定に関すること

(2) 各市町村の日常生活圏域

市町村介護保険事業計画の中で設定されるもので、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を勘案し、中学校区単位など地域の実情に応じた範囲を決め、この圏域ごとに課題やニーズを把握し、適切なサービスの種類、サービス量を計画に盛り込むこととなっています。

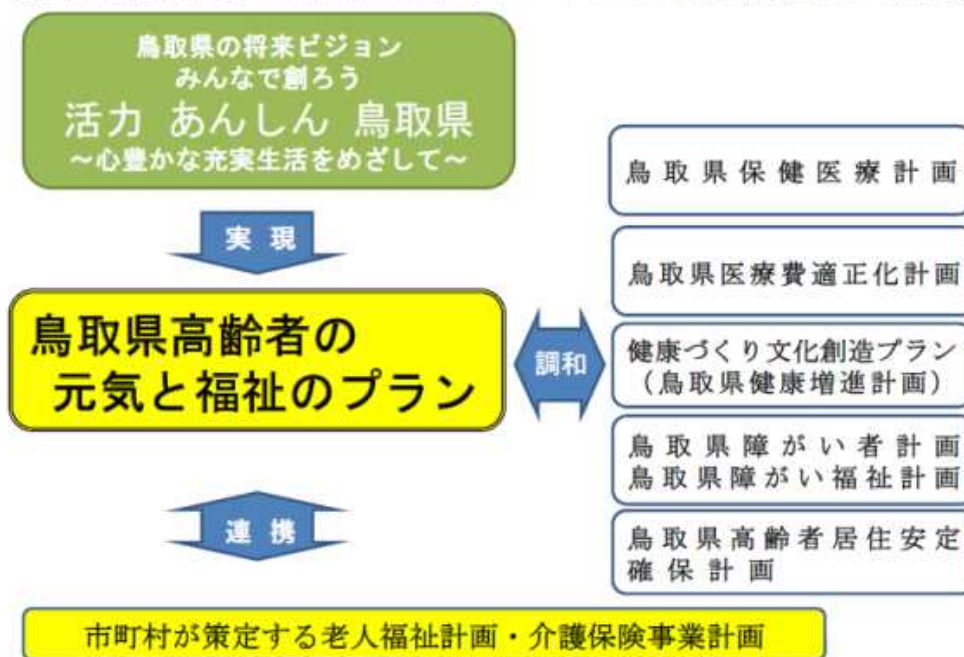
市町・ 広域連合名	日常生活圏域
鳥取市	A圏域 (久松、遷喬、城北、醇風、富桑、明德、浜坂、中ノ郷、福部) B圏域 (日進、美保、美保南、倉田、修立、岩倉、稲葉山、米里、面影、津ノ井、若葉台、大茅、成器、谷、宮下、あおば) C圏域 (美穂、大和、神戸、大正、東郷、松保、豊実、明治) D圏域 (千代水、湖山、湖山西、賀露、末恒、大郷、吉岡) E圏域 (河原、国英、八上、西郷、散岐、用瀬、大村、社、佐治) F圏域 (酒津、宝木、瑞穂、浜村、逢坂、鹿野、勝谷、小鷲河、日置、日置谷、勝部、中郷、青谷) ※ () 内は地区公民館名
米子市	東山、湊山、後藤ヶ丘、加茂、福生、福米、美保、弓ヶ浜、尚徳、箕蚊屋、淀江
倉吉市	上北条、上井・西郷、灘手、上灘・成徳、明倫・小鴨、社・高城、北谷・上小鴨・関金
琴浦町	東伯地区、赤碕地区
南部箕蚊屋 広域連合	南部町、伯耆町、日吉津村
境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、大山町、日南町、日野町、江府町	【市町内1圏域】

6 他の県計画、市町村介護保険事業計画等との整合性の確保

計画策定にあたっては、鳥取県の将来ビジョン「活力あしん鳥取県」における「支え合う（高齢の方（中略）が地域・社会の中で「質の高い生活」を送る）を実現するための具体的な計画となるよう、県が定める「みんなでやらいや！鳥取型支え愛のまちづくり実践のための提言集」、「鳥取県保健医療計画」、「鳥取県医療費適正化計画」、「鳥取県健康づくり文化創造プラン」、「鳥取県障がい者計画」、「鳥取県障がい福祉計画」、「鳥取県高齢者居住安定確保計画」、「鳥取県人権施策基本方針」、「鳥取県男女共同参画計画」と調和し、市町村介護保険事業計画との整合性を図っています。

また、平成26(2014)年6月に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づく、「鳥取県地域医療構想（ビジョン）（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）」とも整合を図ることとしています。

鳥取県高齢者の元気と福祉のプランと各種計画との関係



(参考) 鳥取県の将来ビジョン「みんなで創ろう活力あんしん鳥取県～心豊かな充実生活を目指して～」より抜粋

6. 将来ビジョンの実現に向けた取組の方向性

V「支え合う」お互いを認め、尊重して、支え合う

(3) 高齢の方や、障がいのある方、社会的に支えを必要とされる方が地域・社会の中で「質の高い生活」を送る(3-1)高齢の方

【現状】

高齢の方は豊かな知識と経験を持っており、様々な分野で活躍できる社会の重要な一員であり、生きがいをもって参加できる活躍の場が必要です。

高齢化の進行とともに、介護を必要とする方の割合が増えています。また、核家族化の進行とともに高齢夫婦世帯や高齢単身世帯も増加しています。

介護が必要となっても住み慣れた地域でできる限り自立して暮らしていくための福祉、医療、生活面での支援・体制が必要です。

【取組みの方向性等】

- 1 就業支援等により、高齢の方が生きがいをもって暮らし、希望する就業ができるほか、豊かな知識と経験を生かして様々な分野で活躍することができる社会の実現を目指します。
- 2 地域の中での社会参加活動など、高齢の方の活躍の場を拡大します。地域リーダーを養成します。高齢者スポーツ大会や作品展など、スポーツや文化活動を促進します。
- 3 行政と民間とが協働・連携した介護予防の全県的な普及を推進します。
- 4 高齢の方が元気に暮らし続けられる地域づくりに意欲のある人材を活用することなどにより、介護や医療が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせ、また、質の高いサービスを利用することのできる社会の実現を目指します。
- 5 医療機関同士、医療機関と在宅支援サービス、在宅生活を支えるサービス間がつながるネットワークの構築等により、適切なサービスを受けられるよう、「医療と福祉の連携」を推進します。
- 6 認知症高齢者の早期発見・早期治療体制の整備の促進と、地域支援体制の構築を推進します。
- 7 家庭・施設において、高齢の方が身体的虐待や介護放棄などを受けることがないよう、虐待の予防や早期発見・早期対応のための取組を進めます。
- 8 地域活動の中心となる人材を育成し、地域における住民相互の支え合い(見守り等)の強化を促進します。
- 9 介護保険施設等について、在宅に近い家庭的な居住環境の中で生活できるよう居住環境の改善を図るとともに、入所のためだけでなく、高齢の方の在宅生活を支える拠点としての役割や地域住民との交流拠点としての役割を担うことができるよう、質的転換を図ります。

7 計画の策定及び推進体制

計画策定にあたっては、高齢者福祉のあり方等について、現場の意見を反映させるため、「第6期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会」を設置し、保健・医療・福祉関係者、高齢者、介護経験者、保険者等幅広く意見をうかがうとともに、市町村（保険者）との意見交換や、県民の皆さんへのアンケートの実施などを行い、幅広く意見を募集しました。

(1) 第6期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会開催状況

- （第1回）平成26年4月17日（木）
- （第2回）平成26年6月19日（木）
- （第3回）平成26年8月21日（木）
- （第4回）平成26年10月23日（木）
- （第5回）平成26年12月18日（木）
- （第6回）平成27年3月19日（木）

(2) 市町村(保険者)との情報及び意見交換状況(平成26年3月以降)

[全圏域]

- 平成26年3月24日（月）
- 平成26年8月6日（月）

[東部圏域]

- 平成26年5月14日（水） ○平成26年11月17日（月）
- 平成26年8月7日（木）

[中部圏域]

- 平成26年11月18日（火）

[西部圏域]

- 平成26年7月1日（火） ○平成26年11月20日（木）
- 平成26年8月28日（木）

※このほか、各市町村等が主宰する説明会等で、適宜意見交換を実施。

(3) 県民の皆さんからの意見募集

- 県政参画電子アンケートの実施 平成26年5月30日（金）～6月11日（水）
- パブリックコメントの実施 平成27年2月16日（月）～3月6日（金）